

公衆無線LAN整備事業
仕様書

令和元年 11 月
幕別町

幕別町公衆無線LAN整備事業仕様書

1. 事業の名称

幕別町公衆無線LAN整備事業

令和元年度「無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)」

2. 事業概要

幕別町において、以下に定める整備対象エリアの公衆無線LAN(Wi-Fi)サービスを提供することにより、国内外の観光客を含めた施設利用者がスマートフォン、タブレット端末等を利用して手軽にSNS等で情報発信を行う等の無料でインターネットに接続できる環境や、ネットワークが輻輳する災害時でも安定したインターネットによる通信を確保し、避難者による避難情報の取得や安否情報を発信する環境の整備を目的とする。

3. 事業の目的

本事業は令和元年度総務省当初予算である無線システム普及支援事業費等補助金「公衆無線LAN環境整備支援事業」を活用して、幕別町内の指定避難所となっているエリアにおいて(別紙エリア図参照)、国内外の観光客を含んだ避難者が平時と同様に情報を収集でき、且つ行政が各避難所等において情報を迅速に集約・発信できる環境を整備する事を目的とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

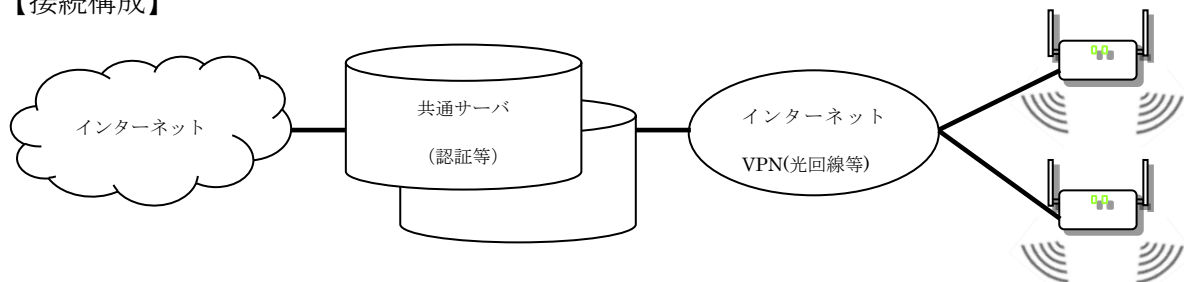
5. 事業内容

下記に定める整備対象エリアにおいて、公衆無線LAN環境の整備を行う。

(1) 全般

- ・公衆無線LAN環境の接続構成の概略を下図に示す。

【接続構成】



- ・認証サーバ等は受注者若しくは受注者が委託する事業者によるクラウドサービスとし、町は電気通信事業者の登録等を行わない。

(2) 利用環境

- ・整備対象エリアにおいて、全ての人（国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等も含む）が無料で公衆無線LAN（Wi-Fi）を利用してインターネット接続ができること。

(3) サーバ及びインターネット

- ・サーバ及び利用者がインターネット接続するための環境（回線およびインターネットサービスプロバイダ（以下、「ISP」という。）契約）は、新規に設置または受託者の既存設備を活用し、整備を行うこと。
 - ※サーバ設備については、次回設備更改の費用軽減のため受託者のサービスとして提供され、受託者により長期的に設備の維持運用が可能なこと。
 - ※サーバ設置場所は受託者にて確保すること。なお、設置場所の確保に係る費用（設置費用・電気料）は受託者が負担すること。
- ・公衆無線LANの接続制限時間及び回数は町が任意に指定できること。
- ・サーバのセキュリティ対策を含む運用業務は受託者が実施すること。
- ・Wi-Fiクラウドの運用実績があれば示すこと。

(4) ポータルサイト

- ・利用者が本事業により提供する公衆無線LANサービスに接続した場合、最初に独自ポータルサイトの表示とすること。
- ・ポータル画面は多言語に対応すること。
 - なお、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語への対応は必須とする。
- ・町が指定するウェブコンテンツへのリダイレクトを可能とすること。
- ・利用者が遵守すべく事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定し、利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を標記し、利用者に同意を得ること。
- ・利用規約及びセキュリティに関する規約の標記は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語への対応は必須とする。

(5) 認証

- ・不特定かつ多数の利用を想定する公衆無線LANサービスの犯罪利用・不正利用等を防止するため、利用時の認証は一定程度の本人性が確認できる下記の①及び②による認証方式を併用すること。

① SNSアカウント（Facebook、Twitter、Yahoo!ID等）を利用した認証方式

② 利用していることの確認を含めたメール（メールリターン）認証方式

→ 認証画面にて登録したメールアドレスへ送信される本登録用メールに記載されたURLをクリックすることで認証完了とすること。

※なお、国内通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等は、本登録用メールの受信が困難なため、手続きに必要な一定時間（10分程度）は一時的にインターネット接続を可能とすること。

(6) 災害時の対応

- ・災害時には利用者登録の有無に関わらず、認証等を省略して、利用者にインターネット接続を開放する機能を有すること。
- ・災害時における運用方法を示すこと。

(7) 認証連携

- ・整備するアクセスポイントは、日本人および外国人の利用が多い日本全国主要駅・空港をはじめ、コンビニエンスストアや百貨店などの商業施設、道内外の他自治体が整備した観光スポット・公共施設等においても、手軽にフリーWi-Fiに接続できるアプリケーション等により認証連携可能であること。

※認証連携とは日本人、外国人を問わず、Wi-Fi接続アプリに認証用情報（メールアドレス等）を一度入力することで、複数のサービスの認証が行える仕組みをいう。

- ・登録された利用者情報をクラウド側で一定期間保持し、一度認証登録した利用者が再度アクセスする際は、エントリ画面が簡易順の省略等）となる（認証手順の省略等）ようにすること。

(8) アクセス回線

- ・整備エリアのアクセス回線は最大1Gbpsの通信が可能な光回線を使用することとし、町が設置（通信事業者により設置）するものを利用すること。
- ・アクセス回線のISPは町が用意するものを利用すること。

(9) アクセスポイント

- ・アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。

項目	機能
使用可能周波数	2.4GHz 帯、5GHz 帯の両方に対応可能
無線LAN規格	IEEE802.11a/g/n/ac
SSID	8個以上
動作環境	温度：0～+40℃ 湿度：10～90%（非結露）

- ・町が指定する固有のSSIDを利用できること。
- ・SSID接続後、スマートフォンのブラウザ等を起動後、無料インターネット接続機能等を案内するポータル画面が表示されること。
- ・アクセスポイントを設置する場所の詳細は町と協議のうえ決定するものとするが、各設置場所における公衆無線LAN利用エリアの範囲が最大となるよう、現場調査等を実施し、その根拠となる資料を提出すること。
- ・アクセスポイントの設置場所については、安全性の確保や電波調査等の実施による最適な設置場所の検討を実施し町と協議のうえ決定すること。
- ・整備エリアの環境や特性に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。
- ・各拠点のアクセスポイント設置に際し、公衆無線LAN環境整備に必要となるスイッチ機器等については、本事業の範囲として必要機器の準備等を含めて受注者にて環境整備を行うこと。
- ・調査、設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要となる全ての事項については、受託者の業務範囲とする。

(10) セキュリティ対策

- ・ウイルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・アクセスポイント側のルータからデータセンタまでにおけるグループ外の回線からの接続が拒否できること。
- ・悪意ある第三者からの攻撃対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- ・アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴をサーバ等に適切に蓄積・管理し、一定期間保持すること。

(11)整備対象エリア

- ・整備対象エリアは下記のとおり。

なお、各エリアのアクセスポイントとも、同時接続端末数が概ね50台以上になるよう設計を行うこと。

街区		対象エリア
札内コミュニティプラザ	屋内	ロビー、コミュニティホール
	屋内	フリースペース
忠類コミュニティセンター	屋内	ロビー、集会室
札内スポーツセンター	屋内	ロビー
農業者トレーニングセンター	屋内	ロビー

- ・対象エリアで利用者が可能な限り広い範囲で利用できるよう、アクセスポイントを適切に設置すること。

(12)運用方法

- ・事件、事故等により警察からログの提出等を求められた場合には、町の指示に基づき迅速かつ適切に対応すること。
- ・障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。

(13)問い合わせ対応

- ・障害発生時において、町からの連絡を受け付ける窓口を設けること。

(14)周知

- ・サービスの周知及び利用促進のためのロゴ等について、町に提案を行うこと。

(15)月次レポート

- ・公衆無線LANサービスの利用状況について確認できる機能を有すること。

(16)業務報告

- ・整備事業完了後、整備箇所におけるアクセスポイント及びケーブル等の写真及び図面、利用可能範囲を示した図面を提出すること。(冊子2部及び電子データ)

(17)民間事業者と連携した公衆無線LANサービスの拡大(官民連携)

- ・総務省が支援を行う対象拠点の考え方に則り、本事業による整備事業完了後に、民間を含む他の商業施設等において、本業務と統一性のとれた公衆無線LANサービスの整備方法がある場合は、(19)追加提案において示すこと。

(18) 実施体制及びスケジュール

- ・ 本事業の遂行に向けた具体的な対応方法及びスケジュールを提示すること。

(19) 追加提案

- ・ 本事業で構築する認証等の共通サーバを活用する追加提案があれば示すこと。

6. 見積もり

(1) イニシャル費用

- ・ 「5. 事業内容」を実現するために必要なイニシャルコストを全て含むこと。
見積りは下記項目に分計すること。
 - サーバ（セキュリティ対策や運用のための機能を含む）
 - アクセスポイント（事前・事後の電波環境調査を含む）
 - アクセス回線およびインターネット接続サービス
- ・ 追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

(2) ランニング費用

- ・ 「5. 事業内容」を実現するために必要なランニングコストを全て含むこと
見積もりは下記項目に分計すること。
 - 保守運用費用（公衆無線 LAN の監視・保守・運用に関する費用）
 - アクセス回線およびインターネット接続サービス
- ・ 追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。